特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況(令和6年度)

法 人 名	全国中小企業団体中央会	根拠法令名		小企業等協同組合法 小企業団体の組織に			P成17年4月1	日民間法人化)	
1. 法人の概要	定款第6条 本会は、次の事業を行 (1)都道所県中央会の組織及び (2)組合等の普及並び係る情報の (3)組合等の整弦が係る情報の (4)指導員等の養成 (5)講習会、研究会及び講演会 (6)情報の提供 (7)調查及び研究 (8)組合等の組織、事業及び経 (9)組合等の事業に関する展示 (10)表彰 (11)図書、機関誌及び資料の発 (12)前各号の事業のほか、都道 2 本会は、その目的を達成するた は行政庁に建議する。	事業の指導並び以 か組集を が取集の が取集の が関係を が が関係を が が が が が が が が が が が が が	び経営! こついこ こついこ 開催又! 合等及び	ての検定 はその開催の斡旋 び中小企業の健全な	の指導	図るために必要な事業	ン、又は国会、地	2方公共団体の議会	☆若しく
	役・職員数	理事長等		理事		監事		職員	
	常勤		0 人		2 人	0 人			35 人
2. 專業(1)運営費、補助金等	非常勤	令和 6 年度 (A	1 人	令和 5 年度 (E	45 人	3 人 令和5年度比又は令和5 年度差(A/B, A-B)	況(取組を行	の低減化措置の明 っていない場合、 していない場合、	補助金
	総収入額	838. 43	億円	862. 48	億円	-24, 05	 補助事業の 	由))段階的廢止	
	補助金等収入額(①)	824. 47	億円	854. 68	億円	-30. 21	4 " 1 3 " 1 2 " " 1 " 1 " 1 " 1 " 1 " 1 " 1 " 1	/3	### ##################################
	事業による自己収入額 (②)	7. 73	億円	7. 56	億円	0. 17	② 自主事業に	よる自己収入の打	広大等
	①/2×100 (%)	10,666	%	11, 305	%	0.94	各種保険事業手	数料収入の増加	
	経常的運営費用 (③) ①/③×100 (%)	11. 13 7, 407. 64	億円	12. 05	億円	-0. 92 1. 04	③ その他一般管理費等請	29 車の かみ	
(2), (3)	制度的独占となる事務・事業の有		/0	7, 092. 78 (有・無)	無	1.04		1柱質の 印成	
制度的独占の事務・事業	る理由	fっている場合 事業にとどま	、当 該 ってい	(理由)	- -				
	制度的独占となる事務・事業を行 の事務・事業全体が実態上独占と の是正措置の有無、内容(行って 由)	:ならないため :いない場合は	の所要 その理	(内容)	_				
	制度的独占となる事務・事業を行 の弊害克服措置の有無、内容(行 の理由)	fっていない場	合はそ	(内容)	_				
	制度的には独占となっていない事上独占となっている場合、その内		、実態	(内容)					
	制度的には独占となっていない事 上独占となっている場合、独占の の是正措置の有無、内容(行って 由)	整字を生まか	いため		_				
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		1	有	手数料	∤等対価の額、 算定根拠の トでの公表の有無		有	
	名称 (法令等に基づく検定等に は※)	*	対価	iの額	算;	定 根 拠 (法令等に基づ	づく検定等につい	ヽては決定方法を	付記)
	中小企業組合検定試験・中小企業組合士の認定		5, 784,	000 円 円 円 円	(決定		る事務費用等の	実費を勘案して決	定した。
	対価を徴収する事務・事業の区分	経	1	有	収支	状況のインターネットでの	の公表の有無	有	
	理の有無 対価を伴う自主事業の有無	+		##		法人における純利益		_	円
(5)検査等の事務・事業	八幅でロンロエキ米の日本	法令等	,	┈ づく検査等の基準の	内容	₩/ C1 = 40 17 10 /PB (F1 = 10		規定方法	
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の			無		注 1.2	の外注金額		円
ハンノトローマン 行 ホー	本来で定されている事務・事業の 外注しなければならない理由	· / F#					∞/Γ红亚側		H
	外注先選定に当たり、透明性を確 みの有無と内容	保する仕組	(有・ (内容)						

		1保のための措置の有無)理由)	(内容) 本会が定め	事による監査を実施している。 た会計処理規程に基づき、適正に行	行っている。	
		Eを担保する上で必要と Fの有無と内容(なけれ	(有・無) 有 役員につい (内容) 条の3第1	ジに収支決算書等を公開している。 ては、中小企業等協同組合法第8 項(忠実義務)により、職員につ		
.機関)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無		より、その 有	公正性を担保。 左の規程がない場合、その理由	_	
· 役員(除 監査役員)	役員の定数		(定款第17条) 会長1人 理事40人以上50 人 人以内 監事2人又は3人	上限と下限の幅がある場合はそ の幅	理事:10人	
	役員の選任は公正かっ 行われているか	つ自主的な方法によって		32条の8により準用されている同 2定めるところにより、)総会にお		
	役員の任期		(定款第18条) 役員の任期は、2年 又は任期中の第2回 目の通常総のすれかだ し、就能任後のの終結 財間は任後会の終結 し、通常総を領2回 にの通常総を伸長する ことを妨げない。	の年以外の左右にしている場	(年数) -	年
	在任年齢に関する規定	≧の有無	有	規定の内容	(役員在任年齢等に関する規 専務理事及び常務理事の在作	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	65歳までとする。	常勤・非常勤
	(別紙参照)					
	(比率) -	r 官庁出身者が 1 / 3 超の i	場合、その比率及び理由	同一業界関係者又は事務・事業に の合計が1/2超の場合、その比 (比率) –		宇官庁出身者 %
	(理由) - 役員報酬の支給基準の)有 有	一般への閲覧提供の有無	(理由) - インターネ	トットによる公表の有	有
	無	役員報酬の支給基準の内			無機金の決定方法	Н
	(定款第22条) 役員には、報酬を支給			「全国中小企業団体中央会役員退		
	しては報酬を支給する 役員会規程の有		役員会の成立要件		役員会における議決要件	
	無 定意	次第32条において、理事		数で決すると定めてい 定款第32	条において、理事会の議決し	は出席者の過
)監査役員	監査役員選任規程の有	r (M.	有	半数で決す	ると定めている。	
			中小企業等協同組合法第 8	2条の8により準用されているF		第20条にお
	よって行われているか 関係府省以外の者	ン 及び外部の者を登用して		選挙することとなっている。 監査役員が理事を	兼ねている場合、その理由	
	監査役員の任期	CONTROL ETTIO	(定款第18条) 役員の任期は、2年 又は任期中の第2回 目の通常総会の終結	O MINIM OF WILL TO VALUE	(年数) -	年
	大片层数15器之下出	7.0 左年	ことを妨げない。	相会の内容		
	在任年齢に関する規定 役職名	氏名	当初就任年月日	規定の内容	前々職	常勤·非常
	監事	安部 省祐	令和6年6月28日			勤 非

■ 監査役員報酬の支給基準 の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
監査	役員報酬の支給基準の	内容		監査役員の退職金の決定方法	
(定款第22条) 役員には、報酬を支給しま しては報酬を支給すること		議決により、常勤役員に対		中央会役員退職手当規程」により支給 助監事は不在なので該当無し。)	

(3)社団的性格の法人の総会		総会等の成	立要件の有無と	: 内容		総会	等における	議決要件の	有無と内容	
等	(有・無)	有			(有・無) 有				
	(内容)	中小企業等協同組 の変更、中央会の	解散、会員の除	10第3項においっ 名については、議治 する会員の出席が』	て、定款	中小企 中小企 本の過 と 大容) て権 そ 大権 そ	第52条及で 数で決し、 めている。	が定款第20 す否同数のと また、同法 中央会の解制 以上に当た 後決権の39	3条において ときは議長の 第82条の 数、会員の除 る議決権を	項により準開され 、出する 、出する の第3項に は 10第3項には、 名につ 会に が出 が 出 が は が は が は が は に は る と る に は る と る に は る り る に は る は る は る は る は る は る は る は る は る
	¥± 1.0	7.構成量が名数マロ	夕団に 数左1、	ている場合における	推出	の意思反映確保の措			(担合け 2	の細中)
		7倍以貝か多数人は	生国に取任し	ている場合におりる)、特成貝		「直の有無と	PY谷(なV	物では、て	の理由/
	(有・無)					有				
	(内容)	定款第14条にお	ハて、あらかじ	め通知のあった事具	頂につき書面	fi又は代理人をもっ ⁻	て、議決権又	は選挙権を	行使するこ	とができると定め
	(內谷)	ている。								
(4)評議員会等		評議員会等におけ	る業務実績評価	fの実施状況		評議員会	等の構成員	の公正な選	任の有無、	内容
					(有・無) 有				
	年1回実施					定款第 内容) 2条に	おいて、評談	義員は本会の		る評議員会規約第 識経験者のうちか ている。
	評議員会等の の有無	構成員の役員兼任		無		員を兼ねている場か 数/評議員会等の相			務の役_	%
	評議員会等の 任している場	構成員が役員を兼 合、その理由	_							
	評議員選任規	程の有無		有		の規程がない場合、		_		
	評議員定数		無		بر و	限と下限の幅がある 幅	る場合はて	_		
	評議員任期		2			年以外の任期とし 、その年数、理由	ノている場	(年数)	_	年
	左左左輪に関	する規定の有無		#	#	定の内容		_		
	THTENCH		人类力以定体。	2111			70HA 7	. An Use 11. T	#	
	/ I.)	特定の	企業又は所官う	る官庁の田身有及	.の同一の美	美界関係者が1/2点	2の場合、そ	の応率と	里 田	
	(比率) -									%
	(理由) - 評職員会規程		評議員会の	成立要件			評議員会	における	議決要件	
	の有無	評議員会規約第6 半数で決すると定	条において、言		出席者の過	評議員会規約第6章 すると定めている。				席者の過半数で決
4. 財務及び会計		十数で伏りること	りている。			,	-)-rt-1* 本 日	月1 アルス	#/\ A/\ I	
4. 財務及び会計 (1)会計基準の適用	企業会計原則	の適用の有無		有		その他法人の特性かつ標準的な会計		日している	— #X II)	
(2)余裕金の運用	A 40 A (11 L min	\ _ der = 48 H 11.11	(M-、7億十四、4五日	医华尔			
(2) 永裕亚沙连市)の額及び具体的	(余裕金の額)							664, 284, 067 円
	な運用方法		(運用方法)	会館の土地・発	韭 物、普通?					
(3)長期借入金	長期借入金の 長期借入金の 内容	有無 確実な返済計画の	_	無		長期借入金の返済	計画の有無			無
(4) 引当金・特別法上の引当					引坐	金・特別法上の引当	全等の明細	及が開始す	12回の公表の	有無
金	引	当金・特別法上の	引当金等の額		31 =		ていない場合			
_			1 110	nec anc III (有無) 有	,			•	
			1, 119,	986, 296 円 (理由) –					
(5)公認会計士監査		12.71 億円 査を実施していな	収支決算額が _	50億円以上の法人	こおける公	認会計士監査の実施	面の有無			無
	い場合、その		<u> </u>							
5. 株式の保有等		式会社等への基金		無		公益法人、株式会	社等への出	沓の有無		有
/	拠出の有無	M # 76 1 1 6- 5		7111					40 111 800	13
(1)基金拠出又は出資	法足の資金供 場合の基金拠	給業務として行う		無		財産の管理運用と	こして行り猿	付の基金	処出等の有	無
(2)事業報告書への記載状況						.m				
	事業報告書へ の 記 載 内 容 (未記載の場 合その理由)	間接出資分を含め)法人による出 以上の		軽が20%	法人の委託先で、		らの収入の いるもの	の割合が 2 /	′3以上となって
	名称	_				_				
	所在地	_				_				
	資本金	_				_				
	事業内容 役員の状況	_				_				
	従業員数	_								
	持ち株比率	_				_				
	法人との関係	_				_				
6. 情報公開 (1)法人における業務及び財 務等に関する公表			務等に	おける業務及び財 関する資料の5年 備え付けの有無		一般の閲覧の有無	同資料の ネットによ 有:	る公表の	公表してい	いない場合その理 由
	中新		_	+		+	-	-		
	定款			有		有	有			
	役員名簿			有		有	有		_	
	組合員等名簿			有		有	有		_	
	事業報告書・			有		有	有			
	損益計算書又	は収支計算書		有		有	4			
	貸借対照表	*数計はとエー・・	ス計本	有		有		1		
	法律上作成か 目録及び決算:	義務付けられてい 報告書	の別座	有		有	有	Ī	 -	
	監事の意見書			有		有	有	ī	_	
	事業計画書			有		有	有		_	
	収支予算書		- 1	有		有	Į.		i <u> </u>	

(2)所管官庁における業務及 び財務等に関する公表			一门	管官庁における所管法 の業務及び財務等に関 る資料の備え付けの有	無い場	合、その理由	関	覧の有無	閲覧させていない の理由	場合、そ
	定款			有	_			有	_	
	役員名簿			有	_			有	_	
	組合員等名			有	_				_	
		・附属説明書類		有				有	_	
	貸借対照3	<u> </u>	-	<u>有</u> 有				<u>有</u> 有	_	
		成が義務付けられている財	産	有	_			有	_	
	監事の意見	書		有	_			有	_	
	事業計画			有	_			有	_	
	収支予算書	F .		有	_			有	_	
			ᄼ	管官庁における所管法 に関する事項のイン ーネットによる公表の 有無	公表して	いない場合その理 由	ページ・ クセス	《人のホーム への簡便なア を可能とする 置の有無	無い場合、そ (一部のみ実施の む)	
	名称			有	_			有	_	
	所管する語	部局(担当局担当課等)の	名	有	_			有	_	
	かったる事業	病所の所在地及び電話番号	_	有	_			有	_	
	設立年月			有				有	_	
		- 職名及び氏名		有	_			有	_	
	主な目的を			有	_			有	_	
(3)所管官庁におけるホーム	最新の業績	8及び財務等に関する資料						有		
ページ掲載	て、当該事	は実態的に独占となってい 事務・事業の内容及び根拠。 D交付を受けている法人につ	ま令							
		F業の内容並びに補助金等3						有		
(4)退職公務員等の状況の公	老	受員に就いている退職公務員	●の状績	兄についての公表の有象	#			有		
表		公表してい	いる主	な項目			公表し、	ていない場合、	その理由	
	氏名、役職	t、就任年月日、経歴				_				
		プー定規模以上の委託先の役 首の状況についての公表の4		就いている退職公務員	及び当該法					
		公表してい	いる主	な項目			公表し	ていない場合、	その理由	
	_					_				
7. 基準の運用に当たって 所管府省に求められる措置 等 (1)指導監督の実績等		づく指導監督の実施の有無 の状況及び指導監督結果の	有	指導監督の実績及び ² 容	その主な内				基準の例外として いら特に指摘した事	
(1) 指导亚昌 V 大原 守	公表の有無		有			/0				
	対する法丿	のただし書き該当法人に しの特性を踏まえた適切な D実施の有無		指導監督の実績及びそ	の内容					
	対する法人 督の状況及	のただし書き該当法人に 人の特性を踏まえた指導監 及び結果の公表の有無								
(2) 所管法人の事務・事業の 見直し	所管官庁に 見直しのす	こよる法人の事務・事業の 資無	有	無い場合、その理由		_				
		ン結果の公表の有無	有	無い場合、その理由		_				
	ついて、専 移行の可能	Eに基づく検査関連制度に 事業者による自己確認への E性についての検討の有無		無い場合、その理由		_				
	政策評価 を活用し つつ、3	事務・事業自体の必要性		無		法律の改廃を含め の措置の実施の有		無	所要の措置の結 果の公表の有無	
	〜5年に 会 を定 会 の の の し し	事務・事業を当該法人に行ることの必要性(特に事業の一部を外注しているが その事務・事業をなぜ当れ が行わなければならないか	勝・事 場合、 該法人	無				無		
		法人が制度的に独占とな 務・事業を行っている場 度的独占の継続の必要性	合、制							
		法令の規定に基づく検査 度の場合、手続の簡素化 者による自己確認への移行 能性	、事業							
		7 0 14		I		•				

指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由

/ ・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1 日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。

○以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。

○以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。
・監査役を除く役員の在任年齢規程の整備

理由、全国組合等)の代表者から選任することとなっているため、役員の在任年齢に制約を課すことは、主な会員である中小企業等協同組合法の組合等(事業協同組合等)に関して、役員の定年制を設けることになり、被選挙権を制約することとなるため、指導監督基準の例外として整理している。※なお、専務理事、常務理事については、団体の代表者でない者が就くことが通例となっているため、在任年齢規程を設けている。
・監査役員の在任年齢規程の整備

(理由)全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同法人の会員は団体であり、監査役員は、会員である団体(都道府県中央会、全国組合等)の代表者でない者が就くことが通りとなっているため、在任年齢規程の整備

(理由)全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同法人の会員は団体であり、監査役員は、会員である団体(都道府県中央会、全国組合等)の代表者から選任することとなっているため、監査役員の在任年齢に制約を課すことは、主な会員である中小企業等協同組合法の組合等(事業協同組合等)に関して、役員の定年制を設けることになり、被選挙権を制約することとなるため、指導監督基準の例外として整理している。
・評議員等の在任年齢規程の整備

(理由)全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、評議員は関係機関(都道府県中央会、全国組合等の会員を除く)及び学識経験者から選任することとなっており、評議員の知識及び経験を同法人の業務運営上必要として選任しており、在任年齢によって制約を課すことに合理的な理由がないことから、指導監督基準の例外とすることとが適当と判断した。

(別紙)

入 4 4 4 4 4 4 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 平成30年6月29日 平成23年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	前 職 古河電気工業株式会社監査役	前 々 職
高小會山野杉古櫻山山佐及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小秀和 高泰雅康一明昇哲 利勒盛真勝清直茂宏源 學健 芳期树博健広弘祥造郎弘 哉勝貞三護也彦 樹夫一行進篤人治徹正芳史無大	令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 平成30年6月29日 平成33年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
高小會山野杉古櫻山山佐及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小秀和 高泰雅康一明昇哲 利勒盛真勝清直茂宏源 學健 芳期树博健広弘祥造郎弘 哉勝貞三護也彦 樹夫一行進篤人治徹正芳史無大	令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 平成30年6月29日 平成33年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
會山野杉古櫻山山佐及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小津口村谷川井本田藤川引藤田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正 桐宮 泰雅康一明昇哲 利勘盛真勝清直茂宏源 學健 芳史 篇(令和5年6月30日 令和5年6月30日 平成30年6月29日 平成23年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
山野杉古櫻山山佐及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小口村谷川井本田藤川引藤田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正橋東一明昇哲 利勘盛真勝清直茂宏源 學健 芳史寫太弘祥造郎弘 哉勝貞郎	令和5年6月30日 平成30年6月29日 平成23年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
野杉古櫻山山佐及櫛佐満阿吉黑栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小村谷川井本田藤川引藤田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正橋村谷郎弘 哉勝貞三護也彦 樹夫一行進篤人治徹正芳史馬弘祥造郎弘 哉勝貞郎	平成30年6月29日 平成23年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和6年6月28日 令和元年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
杉古櫻山山佐及櫛佐満阿吉黑栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小谷川井本田藤川引藤田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正 絹雅康一明昇哲 利勘盛真膀清直茂宏源 學健 芳無祥造郎弘 哉勝貞三護也彦 樹夫一行進篤人治徹正芳史無	平成23年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和6年6月28日 令和元年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
古櫻山山佐及櫛佐満阿吉黑栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小川井本田藤川引藤田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正橋東一明昇哲 利勘盛真膀清直茂宏源 學健 芳東治。 一	令和6年6月28日 令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和6年6月28日 令和元年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
櫻山山佐及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小井本田藤川引藤田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正 橋川 列 勘 盛真 膀清 直 茂宏源 學健 芳 郎弘 哉 勝貞三護也彦 樹夫一行進篤人治徹正芳史 馬	令和5年6月30日 平成25年10月4日 令和6年6月28日 令和元年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
山山佐及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小明昇哲 利勘盛真勝清直茂宏源 學健 芳	平成25年10月4日 令和6年6月28日 令和元年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
山佐及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小田藤川引藤田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正橋開立と正橋川寺直、大田川寺山路では、大田川寺山路では、大田川寺山路では、大田川寺山路では、大田町では、田町のは、大田町では、田町では、大田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、	令和6年6月28日 令和元年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
佐及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小樹 脚 臨 真 勝 清 直 茂宏 源 學 健 芳 哉 盼 貞 三 護 也 彦 樹 夫 一行 進 篤 人 治 徹 正 芳 史 篤	令和元年6月30日 令和3年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和元年6月30日 令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
及櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小川引藤田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正橋川村島連也彦 樹夫一行進篤人治徹正芳史馬	令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事
櫛佐満阿吉黒栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小利勘盛真勝清直茂宏源 學健 芳與真郎 學健 芳典縣 學人 光	令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和6年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日		
在满阿吉黑栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小勝田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正 橋門 本 上 一	\$\leftarrow \phantom \text{15} \text{4} \text{5} \text{5} \text{5} \text{5} \text{5} \text{5} \text{6} \text{7} \text{3} \text{0} \text{6} \text{7} \text{1} \text{6} \text{7} \text{1} \text{6} \text{7} \text{1} \text{6} \text{7} \text{1} 1		
濱阿吉黑栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小田部田岩山島瀬藤藤置藤敷川部之正橋門 空 大 衛 医 大 治 徹 正 芳 史 無 大 治 徹 正 芳 史 失 失 失 失 失 失 失	令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日		
阿吉黑栗傍 廣安佐玉伊矢布服堀小小路田岩山島 瀬藤藤 薔藤 敷川部 之正 橋川部 之正 橋川 大治 徹正 芳史 実大 無 大	令和3年6月30日 令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日		
吉里栗傍廣安佐玉伊矢布服堀小小橋 勝清 直茂宏源 學健 芳和服城小小橋 一大 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	令和元年6月30日 令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日		
黑栗傍廣安佐玉伊朱布服鬼小小橋 清 直茂宏源 學健 芳泉 以 一	令和6年6月28日 令和4年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和3年6月30日		
栗 侍 廣 安 藤 華 世 藤 敷 川 部 次 左 源 準 巻 健 離 正 芳 央 新 服 堀 元 正	令和4年6月30日 令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和3年6月30日		
傍廣 安 佐 玉 伊 矢 布 服 堀 小 小橋川 小 木橋川	令和5年6月30日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和3年6月30日		
廣瀬 宏 源 進 宏 源 進 篤 伊 矢 施 置 學 健 徹 正 秀 史 郎 本 正 下 久 中 天 年 縣 大 市 服 堀 正 下 久 中 大 年 縣 大 市 縣 大 市 橋川 中 大 東 縣 大	令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日		
安藤 源行 進 医世 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	令和6年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日		
佐藤 進 玉置 篤 伊藤 學 失數 健 新川 郡 服之內 芳久 小正 芳史 小橋川 篤夫	令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日		
玉置 篤 伊藤 學人 矢敷 健治 布川 徹 服部 正 堀之内 芳久 小正 芳史 小橋川 篤夫	令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日		
伊藤 學人 矢敷 健治 布川 徹 服部 正 堀之内 芳久 小正 芳史 小橋川 篤夫	令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日		
矢敷 健治 布川 徹 服部 正 堀之内 芳久 小正 芳史 小橋川 篤夫	令和5年6月30日 令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日	1	
布川 徹 服部 正 堀之内 芳久 小正 芳史 小橋川 篤夫	令和3年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日		
堀之内 芳久 小正 芳史 小橋川 篤夫	令和5年6月30日		
小正 芳史 小橋川 篤夫			
小橋川 篤夫	令和5年6月30日		
	14 140 L 031 00 H		
山﨑 元裕	令和6年6月28日		
	令和6年6月28日		
恒川 浩二	令和6年6月28日		
比楽 卓郎	令和元年6月30日		
加藤 庸之	令和5年6月30日	在ウズベキスタン大使館大使	日本貿易保険理事
峯田 季志	平成29年6月30日		
岡部 弘幸	平成22年6月15日		
柳沢 祥二	令和3年6月30日		
		国土交通省国土技術政策総合研究所副所長	独立行政法人住宅金融支援機構理
	◆和5年6月90日		
	令和4年6月30日		
	令和4年6月30日 令和6年6月28日	I	
矢幡 秀治	令和4年6月30日 令和6年6月28日 令和元年6月30日		
	令和4年6月30日 令和6年6月28日		
	峯田 季志岡部 弘幸柳沢 祥二田中 敬三	基田 季志 岡部 弘幸 柳沢 祥二 田中 敬三 村瀬 公一郎 中野 昭雄 瀬田 章弘 中西(46月30日) 南和(46月30日) 南和(46月30日) 南和(46月30日) 東田	峯田 季志 平成29年6月30日 岡部 弘幸 平成22年6月15日 柳沢 祥二 令和3年6月30日 田中 敬三 令和6年6月28日 村瀬 公一郎 令和5年6月30日 中野 昭雄 令和4年6月30日 瀬田 章弘 令和6年6月28日 矢幡 秀治 令和元年6月30日